

東京都エネルギー環境計画書 作成ガイドラインの改訂について

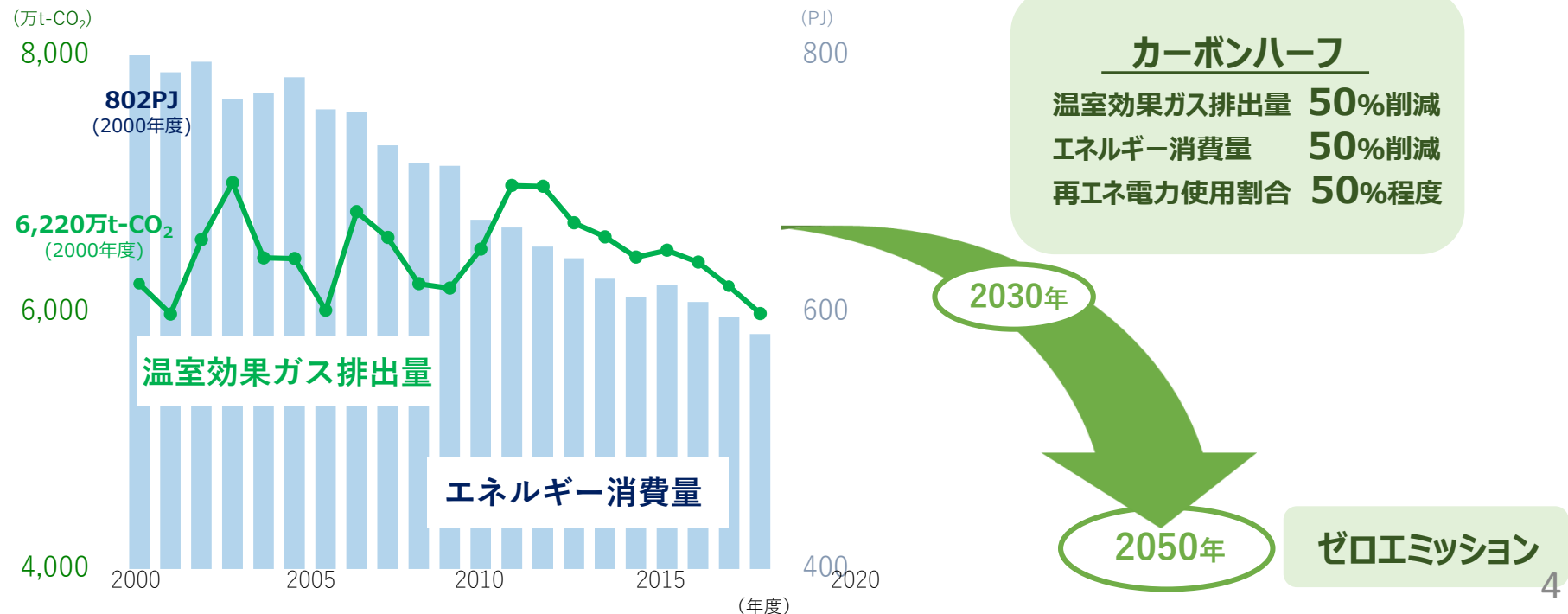
令和6年度環境部
東京都環境部
環境部

- 1 制度改正の主旨及び具体的内容
- 2 今回改訂する作成ガイドラインの適用時期について
- 3 作成ガイドラインの主な変更点
 - ① 指針改正に伴う主な変更点
 - ② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点
- 4 今後のスケジュール

1 制度改革の主旨及び具体的内容

- 気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050年CO₂排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めている
- こうした中、都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を表明
- その実現には、更なる省エネの推進、脱炭素エネルギー利用への転換が不可欠。このため、エネルギー消費量の50%削減、再生可能エネルギー電力の使用割合を50%程度まで高めることを目指している

【温室効果ガス排出量等の推移】



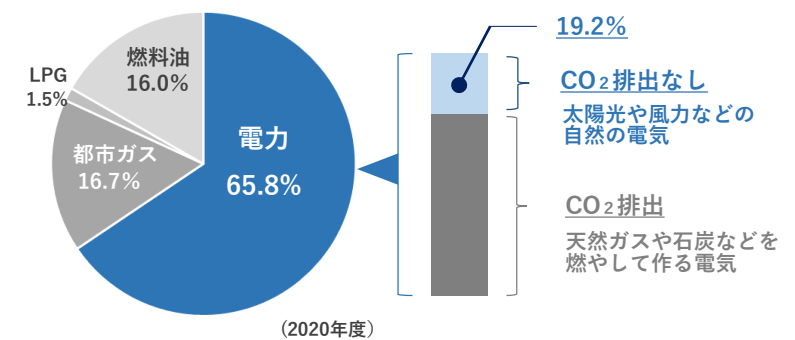
- 都内のエネルギー起源CO₂排出量の約7割は電力消費に由来しており、都では「2030年までに再エネ電力利用割合を50%程度まで高める」等の目標を掲げている
- また、2005年に施行したエネルギー環境計画書制度のもと、都内へ電力を供給する小売電気事業者等を対象に、再エネ利用率等の目標設定や実績の公表を義務付けている

【エネルギー環境計画書制度】

制度開始年度	・2005年度
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・都内(島しょ部含む)に電気を供給している※ 小売電気事業者及び一般送配電事業者 ※都内で電気の供給を受ける一般の需要に係る 需給契約を締結していることをいう ・対象：2022年度 280社
制度趣旨	<p>電気事業者 CO₂排出係数の低減や再生可能エネルギー導入等により、供給する電気の環境性の向上を計画的に推進するための計画書・報告書の作成・公表</p> <p style="text-align: center;">↔ 電気の環境性の向上 ↔</p> <p>電気需要者 電気事業者の計画書・報告書の公表内容を参考に、環境性の高い電気を購入することが可能となる</p>
計画書内容	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出係数の抑制に係る措置及び目標 ・再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る措置及び目標 等
報告書内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のCO₂排出係数及びその抑制の措置の進捗状況 ・前年度の再生可能エネルギー供給量及びその割合の拡大に係る措置の進捗状況 等

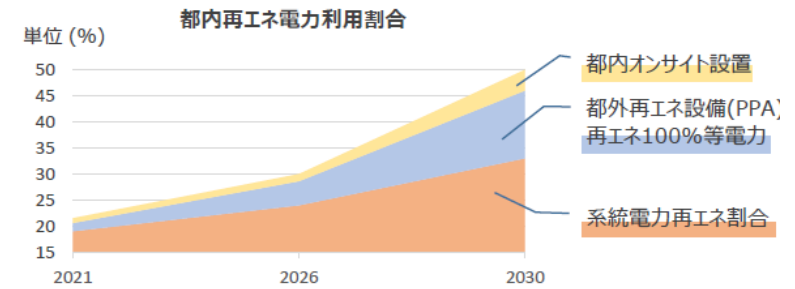
【エネルギー起源CO₂ (燃料種別)】

エネルギー起源CO₂排出量の約7割が電力消費に由来
その多くは化石燃料を燃やしてつくられた電気



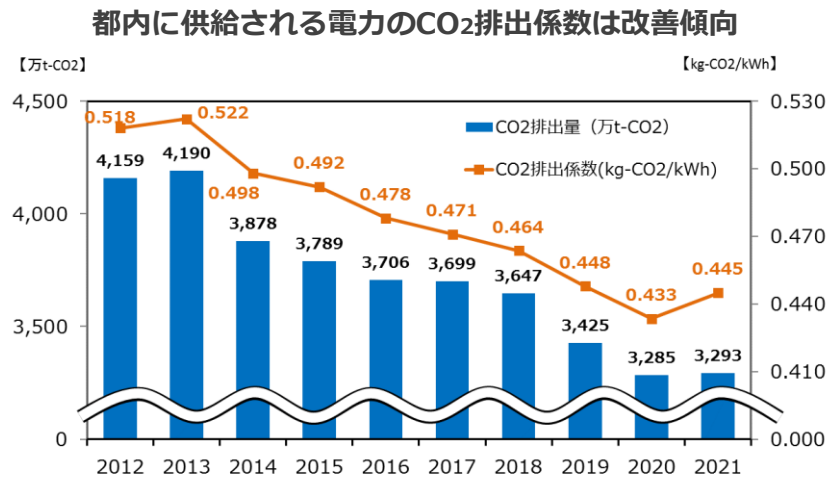
【再エネ電力利用割合 (2030年に向けた目標)】

2030年目標：再エネ電力利用割合 50%程度



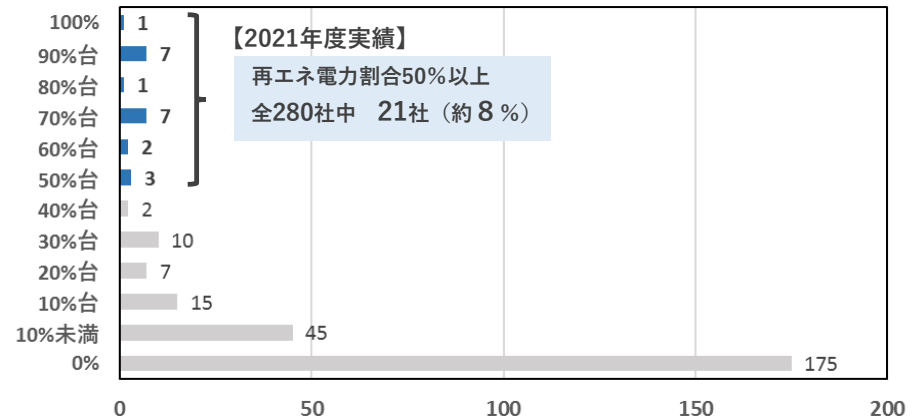
- 都内供給電力のCO₂排出係数については改善傾向にあるが、**エネルギー環境計画書制度対象事業者280社のうち、再エネ利用率が50%を超える事業者は21社（約8%）**に留まる
- 脱炭素化を加速させるためには、電気供給事業者等による**再エネ由来電気の供給拡大**や**系統電力の再エネ割合を高める取組等の推進が不可欠**

【都内供給電力のCO₂排出量・排出係数の推移】



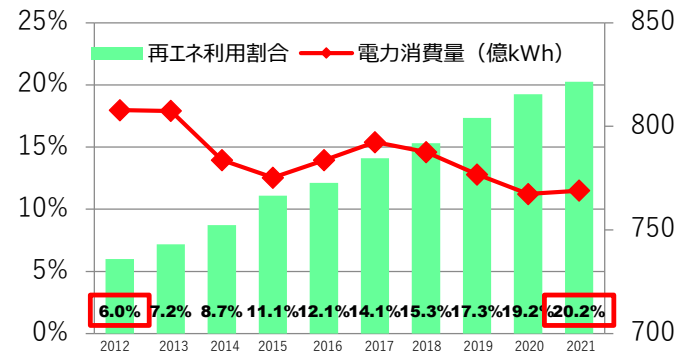
【再エネ電力割合ごとの事業者数】

再エネ利用率が50%を超える事業者は21社（約8%）



【都内における再エネ電力の利用状況】

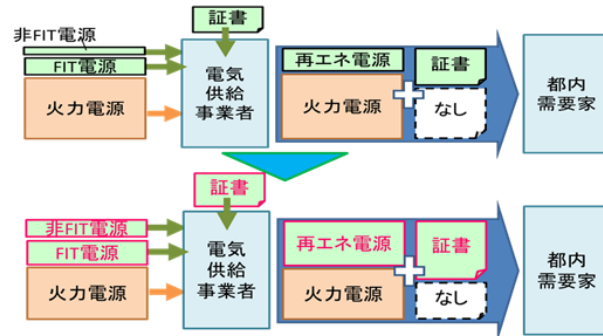
- ✓ 2021年度の都内の再エネ電力利用割合は20.2%利用率は年々増加
- ✓ 再エネ電力の大部分は系統から供給



- 世界が脱炭素社会を目指す中、東京において、**再エネを調達しやすい魅力的なビジネス環境を整えていく**
- エネルギー供給事業者による**再エネ供給の拡大を図るとともに、積極的な取組を後押しする**

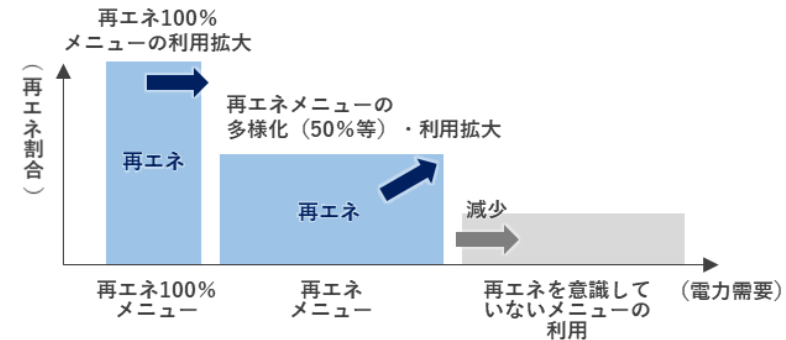
【2030年に向けて目指す方向性】

多くの電気供給事業者が、一定以上の割合で再エネ電力を供給している



【2030年に向けて目指す方向性】

多くの電気供給事業者から、多様な再エネ電力割合のメニューが提供されている



制度強化の方向性

① **再エネ電力割合の高い電力供給事業者の拡大の誘導**

(再エネ電力への切替につながる供給方法)

② **多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備**

(積極的な取組を後押しする情報の公表のあり方)

③ **意欲的に取り組む事業者を後押しする仕組み**

①再エネ電力割合の高い電力供給事業者の拡大の誘導（目標）

①-1

- **都は「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合※の2030年度目標水準」を設定・提示**

※非化石証書（再エネ）、グリーン電力証書、J-クレジット（再エネ）等による再エネ価値の割合

- ✓ 制度対象事業者が定める目標の指針として、都が新たに目標水準を設定
- ✓ 都内電力消費量に占める再エネ電力割合を2030年に50%程度とする都の目標を踏まえて、設定する目標水準は**50%程度**とする。
- ✓ 再エネ電力割合※は、FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ）、グリーン電力証書、J-クレジット（再エネ）による再エネ価値により算出 ※FIT電力割合も、同様に、FIT非化石証書により算定（ただし、相対契約による再エネ電力の調達で、証書を発行しない場合も含む。）

①-2

- 制度対象事業者は、**都の目標水準を踏まえた2030年度目標の設定**と、2030年度までの**各年度の計画の策定**を行い、これらを報告・公表すること

- 設定した**2030年度目標の達成に向け、再エネ利用拡大に努めること**

- ✓ 制度対象事業者は、2030年度目標の達成に向けた計画を具体化するため、各年度の計画値を報告・公表

①再エネ電力割合の高い電力供給事業者の拡大の誘導（供給電力の計画・実績）

①-3

- 制度対象事業者は、調達した電力の電源構成、再エネ価値かつ再エネ電源の割合、再エネ種別等に加え、発電所の所在地・運転開始時期等の計画・実績を報告・公表すること

- ✓ 需要家が自らの考えに合った電力調達先を選定できるよう、再エネ価値による再エネ割合のほか、電源構成等の供給電力の詳細を報告・公表

（再エネ価値かつ再エネ電源割合）

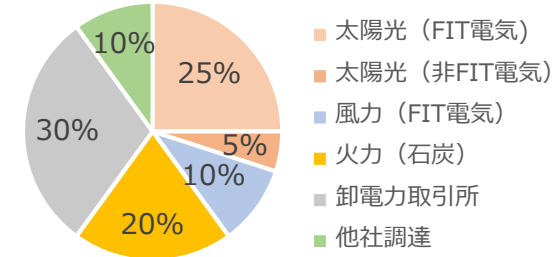
	令和〇年度
再エネ割合（再エネ価値）	45%
再エネ価値かつ再エネ電源	40%

- ✓ 非化石証書にも記載される、調達元の発電所に関する情報※についても報告・公表

（※電源種別/再エネ種別、発電所名称/所在地、設置者名、FIT/FIP認定の有無、発電規模（出力）、運転開始日）

ただし、競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる事項は、公表に含めないことができる（下記参照）。

（電源構成・再エネ種別）



公表内容に含めないことができる事項は以下のとおり。（ただし、計画書・報告書への記載は必要）

- ・発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの
- ・他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの

このとき、公表しない事項の箇所及び理由を都に報告すること。

また、電力需要家が、電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、当該事項を含めて電力需要家からの照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めること。

（注）都内への電力供給量を全国又は東電管内での再エネ電力割合に乗じて算定することも可能

①再エネ電力割合の高い電力供給事業者の拡大の誘導（電源拡大等）

①－４（電源拡大）

- 制度対象事業者は、「**前年度に新たに設置した再エネ電源**」の利用拡大に努めるとともに、その**調達計画や、都内供給電力量に占めるその調達割合の実績**を報告・公表すること

- ✓ 再エネ電源拡大を促進するため、意欲的な取組が見える化するとともに、再エネ電源の増加につながる電力に対する需要家ニーズにも対応することが重要
- ✓ 前年度（供給年度）に新たに設置した再エネ発電所※からの調達について報告・公表
※大規模水力（3万kW超）は除く。
- ✓ 数値に表れない再エネ電源の増加につながる取組も報告・公表（自治体支援、オンサイトPPA等）

【参考】R5年度予算で新たに、小売電気事業者向けの再エネ電源開発に関する支援事業を計上

- ・小売電気事業者が自ら又は発電事業者と連携して再生可能エネルギー発電設備を新たに整備し、その発電設備で発電した電力及び環境価値を都内に供給する取組（予算額6億円）

①－５（環境配慮）

- **非FITバイオマス発電所※**から再エネ電力を調達する場合は、**持続可能性に配慮した燃料**を利用する発電所から調達すること

※輸入木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス

- ✓ 今後の再エネ電力の拡大に当たり、特にバイオマスについて持続可能性への配慮が重要
- ✓ 具体的には、燃料となる輸入木材・PKS・パーム油等について、持続可能性に関する第三者認証※を取得していることを示すこと
※FIT制度において認められた第三者認証（RSPO等）

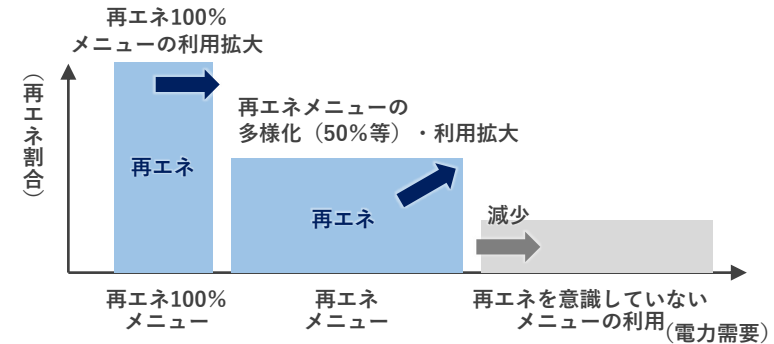
②多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備

②-1

- 制度対象事業者は、**多様な再エネ電力メニューの提供に努めること**
- 多様なメニューの提供に対する考え方を示すとともに、**実際に提供したメニューごとの情報（再エネ電力割合や販売時の商品情報等）**※について報告・公表すること

- ✓ コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、多様な再エネメニュー※を提供に努めること
(※再エネ100%メニュー、再エネ割合が50%以上のメニューなど)
- ✓ 需要家が実際に選択できる電力商品の情報を得られるよう、都内に供給するメニューに関する情報※を報告・公表

※・各事業者全体の計画・実績として提出いただく内容と同様の内容
(再エネ電力割合・量、調整後CO2排出係数、電源構成、調達発電所の情報、再エネ価値かつ再エネ電源割合、新設再エネ割合)
・販売時の商品情報（電力プラン名・URL等）、CO2排出係数や再エネ割合に関する契約等による確約の有無



②-2

- **計画書提出時点で供給する電力メニューの内容（計画値）**もあわせて**報告・公表すること**
- 電力メニューを変更した場合は、更新した情報を都に提出（任意）。都公表にも反映

- ✓ 実績だけでなく、現に供給しているメニュー情報を公表することで、再エネ選択を促進
- ✓ 年度途中の変更や新設があれば、都へ変更届を提出（任意）。都側でも速やかに公開内容を変更

③意欲的に取り組む事業者を後押しする仕組み

- 都による情報発信を改善し、需要家が選択しやすい情報データベースに

- 都による公表イメージ
(トップページ)

①取組等の程度が高い事業者・メニューを抜き出して表示

実績 (前年度実績)

- ◆ 再エネ利用割合が高い事業者
 - 再エネ50%超事業者一覧
- ◆ 新設再エネ電源からの調達のある事業者
 - 前年度新設再エネからの調達がある事業者一覧

計画 (2030年度目標)

- ◆ 再エネ利用割合が高い事業者
 - 再エネ目標50%超事業者一覧

実績 (前年度実績)

- ◆ 再エネ利用割合が高いメニュー
 - 再エネ100%メニュー一覧
 - 再エネ50%以上メニュー一覧
- ◆ 新設再エネ電源からの調達のあるメニュー
 - 前年度新設再エネからの調達があるメニュー一覧

計画 (当年度供給メニューの計画値)

- ◆ 再エネ利用割合が高いメニュー
 - 再エネ100%メニュー一覧
 - 再エネ50%以上メニュー一覧

(例)

- ・ 再エネ電力利用割合等の高い事業者
- ・ 再エネ100%メニューや再エネ50%以上メニュー
- ・ 新規再エネ電源からの供給割合の大きなメニュー

(再エネ電力割合の高いメニュー)

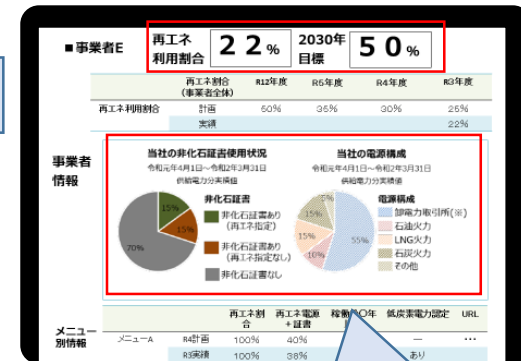
②取組の程度を並び順にも反映

■ 再エネ100%メニュー

電気事業者	メニュー名	令和3年度メニュー供給計画			令和2年度メニュー供給実績			事業者全体供給実績				
		調整後排出係数	担保	再エネ利用割合 (電源+証書割合)	担保	新規再エネ電源割合	調整後排出係数	再エネ利用割合 (電源+証書割合)	新規再エネ電源割合	調整後排出係数	再エネ利用割合	電源構成
X社	メニューA (〇〇プラン)	0.000	○	100% (100%)	○	100%	0.000	100% (100%)	100%	0.250	50%	太陽光40%、風力20%、卸40%
Y社	メニューC (●●プラン)	0.000	○	100% (100%)	○	—	0.000	100% (100%)	10%	0.300	30%	太陽光20%、水力20%、卸60%
Z社	メニューA (××プラン)	0.120	—	100% (70%)	○	—	0.150	100% (60%)	0%	0.400	10%	バイオマス20%、LNG火力80%

③計画値に、メニュー別の実績と事業者全体の実績をあわせて表示

(事業者別情報)



⑥グラフ等で分かりやすく

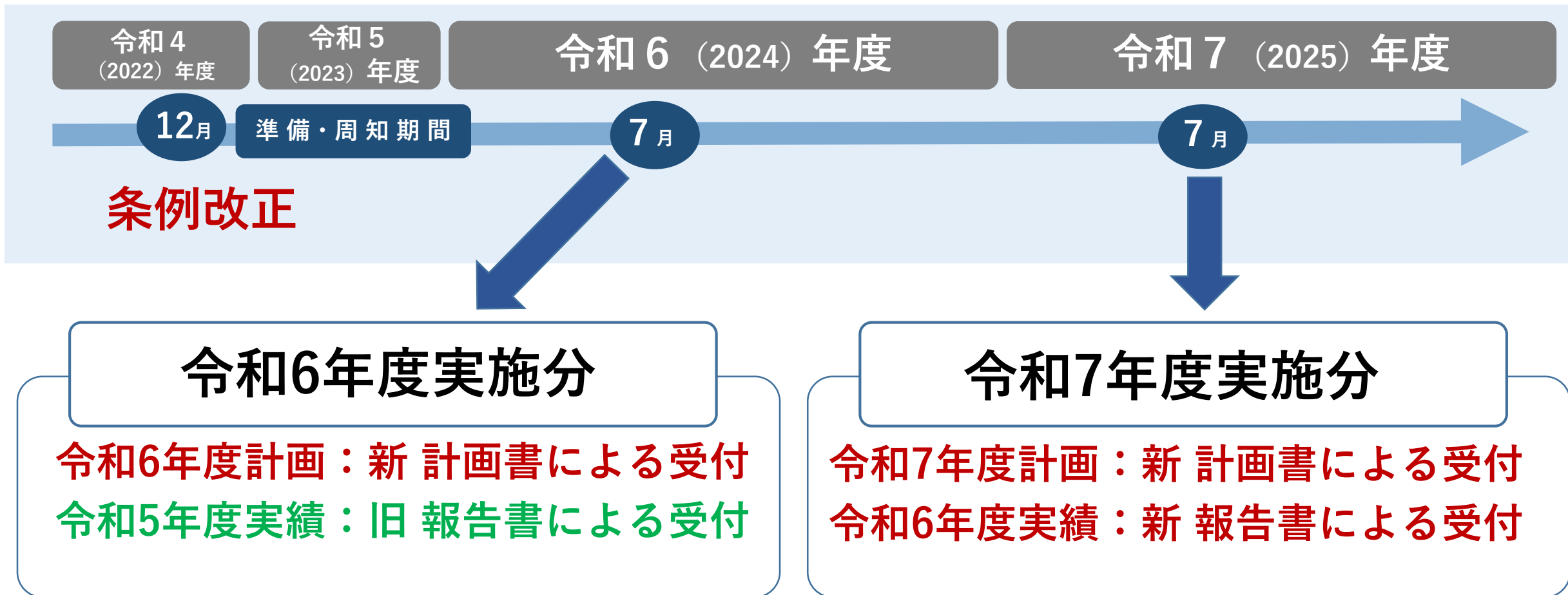
④メニュー名と販売プランの対応関係を表示

⑤再エネ割合等が契約等で担保されているメニューはその旨表示

2 今回改訂する作成ガイドラインの 適用時期について

2 今回改訂する作成ガイドラインの適用時期について

→R6.4 制度施行



旧ガイドライン(R5.7)/R6.7一部改訂(予定)



新ガイドライン(R6年)



令和5年度実績報告は、旧ガイドライン（緑本）をご参照ください。
令和6年度計画作成は、新ガイドライン（赤本）をご参照ください。

3 作成ガイドラインの主な変更点

① 指針改正に伴う主な変更点

①指針改正に伴う主な変更点

・ 計画書,報告書への追加項目に対する具体的,詳細説明を作成ガイドラインに加筆

【制度強化に伴う計画書・報告書における追加項目等一覧】

制度強化の方針		努力義務等	計画書 追加項目	報告書 追加項目等
①再エネ割合の高い電気供給事業者の拡大の誘導	2030年度目標	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ割合の2030年度目標水準（50%程度） 再エネ目標の達成に向けた再エネ利用拡大の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度の再エネ割合目標 2030年度までの各年度再エネ割合計画 	—
	供給電力の計画・実績	—	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ価値かつ再エネ電源割合の当年度計画値 電源構成の当年度計画 調達電源の詳細情報 (電源種別/再エネ種別、発電所名称/所在地、設置者名、FIT/FIP認定の有無、発電規模(出力)、運転開始日) 公表しない部分及びその理由 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ価値かつ再エネ電源割合の実績 電源構成の実績 調達電源の詳細情報 (電源種別/再エネ種別、発電所名称/所在地、設置者名、FIT/FIP認定の有無、発電規模(出力)、運転開始日) 公表しない部分及びその理由
	電源開発等	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電源の増加につながる取組に関する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 新設再エネ供給割合と取組の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 新設再エネ割合と取組の実績 非FITバイオマスの燃料に関する持続可能性への適合状況
②多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 多様な再エネメニューの提供に関する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> メニュー別計画値 (再エネ割合、調整後排出係数、再エネ価値かつ再エネ電源割合、新設再エネ割合、契約等による確約、販売時の商品情報) メニューの多様化に関する計画 変更届による変更 	<ul style="list-style-type: none"> メニュー別実績値 (再エネ割合、調整後排出係数、再エネ価値かつ再エネ電源割合、新設再エネ割合、契約等による確約、販売時の商品情報) 	

①指針改正に伴う主な変更点

- ・ 今回の制度強化の方針を包括的に説明する章を新設

⑥令和6年4月条例改正による制度強化の方針

(指針第4) ←

特定事業者は、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による、温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等について、以下のとおり取り組みます。 ←

(指針本文) ←

第4 再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等 ←

1 再生可能エネルギー利用率の目標水準 ←

特定事業者が第5 5(2)により設定する2030年度における再生可能エネルギー利用率の目標値(以下「2030年度再生可能エネルギー利用率目標」という。)の水準は50%程度とする。 ←

←

← ● 都は「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合※の2030年度目標水準」を設定・提示

← ※非化石証書(再エネ)、グリーン電力証書、J-クレジット(再エネ)等による再エネ価値の割合

←

← ✓ 制度対象事業者が定める目標の指針として、都が新たに目標水準を設定します。

← ✓ 都内電力消費量に占める再エネ電力割合を2030年に50%程度とする都の目標を踏まえて、設定する目標水準は50%程度とします。

← ✓ 再エネ電力割合※は、FIT非化石証書、非FIT非化石証書(再エネ)、グリーン電力証書、J-クレジット(再エネ)による再エネ価値により算出 ※FIT電力割合も、同様に、FIT非化石証書により算定
(ただし、相対契約による再エネ電力の調達で、証書を発行しない場合も含む。)

←

①指針改正に伴う主な変更点

- ・計画書に新たに記載する「2030年度の再エネ割合目標、2030年度までの各年度再エネ割合計画」の記載方法、記載例を追加

その3-①←

5 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標
(2030年度までの再生可能エネルギー利用目標)

		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
当年度の計画における目標値	再生可能エネルギー利用量	400	600	700	800	1000	1600
	再生可能エネルギー利用率	40%	40%	47%	53%	67%	80%
前年度の計画における目標値	再生可能エネルギー利用量						
	再生可能エネルギー利用率						

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方)

■・利用率目標50%に対する考え方

- ・2050年度カーボンニュートラルに向けて、2030年度における再生可能利用率を80%に設定します。

■・再生可能エネルギーの具体的な利用促進の考え方

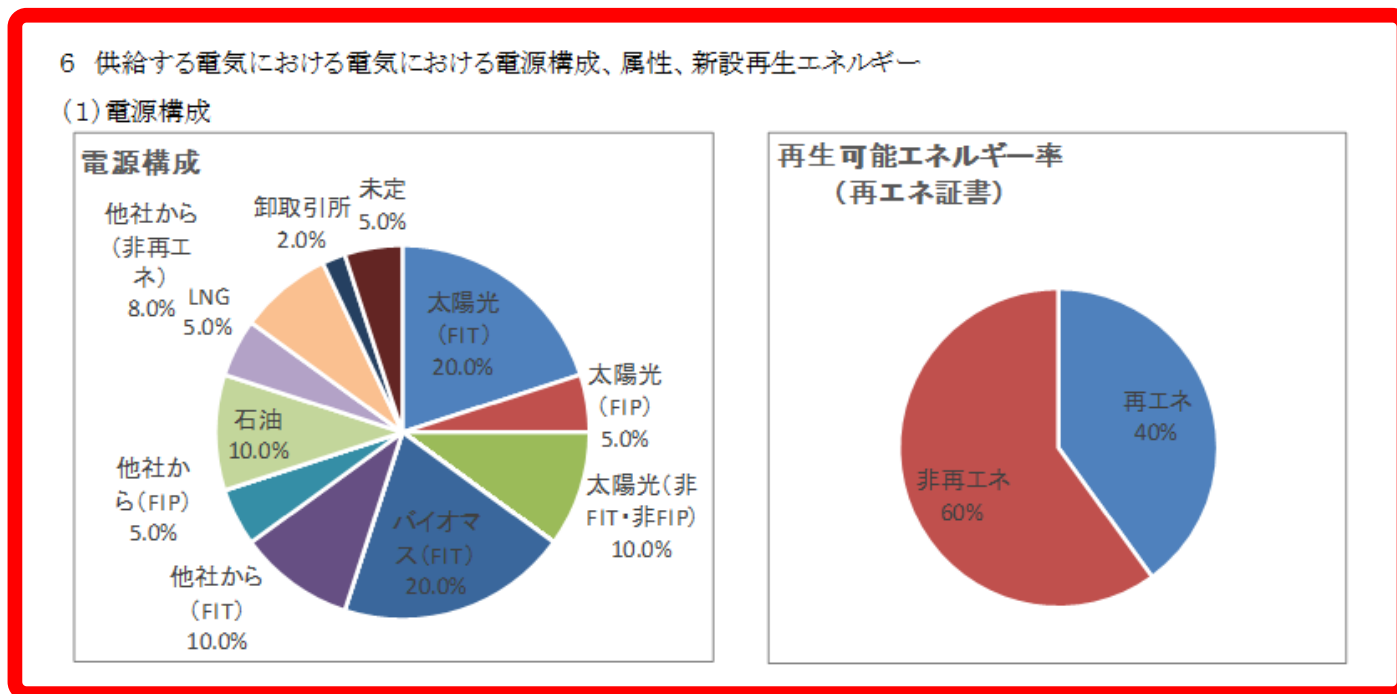
- ・2030年度目標の達成に向けて、太陽光発電(FIT,FIP)電気の調達強化します。

■利用目標達成に向けた方策の考え方

- ・再エネ証書の調達量を増加させます。

①指針改正に伴う主な変更点

- ・計画書に新たに図示化するなどして記載する「電源構成」「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」「新設再生可能エネルギー利用率」の記載方法,記載例を追加



(2)再エネ証書かつ再エネ電源の利用率と、新設再生可能エネルギー利用率

当年度の計画における目標値	再エネ証書かつ再エネ電源利用率	25%
	新設再生可能エネルギー利用率	15%

その3-②←

①指針改正に伴う主な変更点

- ・計画書、報告書に新たに記載する「調達電源の詳細情報（電気の属性など）」の記載方法、記載例を追加

＜提出書類の記載例＞←

その3-③←

(3) 都内へ供給する電気の属性

発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	電源種	バイオマス 発電の燃料 種	発電規模 (kW)	運転開始日
XXX発電所	栃木県YYY	Xメガソーラー	太陽光(FIT)		〇〇	〇年△月
AAA発電所	群馬県AAA	風力発電AA	風力(FIP)		△△	×年×月
BBB発電所	福島県	BBB水力発電所	水力(3万kWh未満)(FIT)		×〇	◇年×月
ABC発電所	千葉県XXX	ABCバイオ発電所	バイオマス(FIT)	廃材	△△×	〇年〇月

①指針改正に伴う主な変更点

- 計画書、報告書に新たに記載する「メニューごとの再生可能エネルギー利用率等（電気の属性など）」の記載方法、記載例を追加

7 多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の計画

メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

その4-①

メニュー		当年度計画における都内供給					
		電源		発電所等の電気の属性			
		電源種	利用率	その3(計画書)発電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称
メニューA		太陽光(FIT)	10.5%	2	AAA発電所	群馬県AAA	風力発電AA
新規名簿		太陽光(FIP)	10.5%	1	XXX発電所	栃木県YYY	Xメガソーラー
契約時の確約		他社から(非再エネ)	5.3%	2	AAA発電所	群馬県AAA	風力発電AA
調整後CO2排出係数 (kg-CO2/kWh)	有	風力(FIP)	31.6%	2	AAA発電所	群馬県AAA	風力発電AA
0.45		水力(3万kWh未満)(FIP)	42.1%	3	BBB発電所	福島県	BBB水力発電所
再生可能エネルギー利用率	有		-		-	-	-
再エネ証書かつ再エネ電源利用率	有		-		-	-	-
新設再生可能エネルギー利用率	有		-		-	-	-

①指針改正に伴う主な変更点

- 調整後排出係数、再エネ利用量など、報告内容ごとに使用可能な証書の種類を表形式にして分かりやすく提示

	証書 算定項目	グリーン 証書	J クレジット		JCM 海外 認証	FIT非化石 証書	非FIT (再エネ指定 有) 証書	非FIT (再エネ指定無) 証書
			再エネ	省エネ 森林				
改正前 R6	基礎排出係数	-	-	-	-	-	-	-
	調整後排出係数	○	○	-	-	○	○	-
	メニュー別排出係数	○	○	-	○	○	○	-
	再エネ利用量	-	-	-	-	-	-	-
改正後 R6	基礎排出係数	-	-	-	-	-	-	-
	調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○
	メニュー別排出係数	○	○	○	○	○	○	○
	再エネ利用量	○	○	-	-	○	○	-
	再エネかつ再エネ証書	○	○	-	-	○	○	-
	新設再エネ	○	○	-	-	○	○	-

② 制度運用上の改善を目的とした
主な変更点

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

○ 変更内容

ア 温対法に合わせる変更

イ 分かりやすく丁寧な説明、見やすい図示

ウ 「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」の
履行確認欄の設置

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

ア 温対法に合わせる変更

例：報告書集計時のCO2排出係数に異常値が発生した場合の対応方法

- ・ 現 在：都独自の対応

（当該事業者の報告年度の調達加重平均の係数を適用するなど）

⇒ 今回改訂：温対法と同様の対応

（「異常値」を定義し、「代替値（直近5か年の平均）※」を適用）

※総合エネルギー統計における事業用発電（揚水発電を除く。）と自家用発電（自家用発電の自家消費及び電気事業者への供給分をいう。）を合計した排出係数の直近5か年平均を国が算出したもの

→ その他、CO2排出量算定における送電ロス分の控除の取扱いについても温対法と同様とする。

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

イ 分かりやすく丁寧な説明、見やすい図示

例 1：実際の申請に際し、誤記入や問合せなどが多かった箇所の説明を
事業者に分かりやすく、より丁寧に表記

例 2：事業者に提出いただく「再エネ証書」の図示や、再エネ証書中の
報告書への転記箇所等を明示

例 3：様式のシート名（エクセル）を簡素化

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

- ・ 申請時に誤記入や問合せが多かった箇所を詳しく説明
今回申請時に特に誤記入が多かった箇所を、重点的に説明
詳細を目立つように記載することで、スムーズな申請手続を期待

提出書①：提出年月日←

提出年月日を記入してください。←

※シート「その2（報告書）」の「(4)エネルギー状況報告書の公表方法」に記入する「公表期間の開始日」は、「提出年月日以降の日付」となりますので、記入にあたってはご注意願います。←

表3①：名称（発電所名）←

発電所の名称を記載してください。←

なお、低圧太陽光発電をとりまとめて報告する場合には、「〇〇発電所等」と記載してください。←

←

表3②：位置（住所）←

発電所の住所を記載してください。←

なお、低圧太陽光発電をとりまとめて報告する場合には、「代表的な住所」を記載してください。←

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

・「証書」の転記箇所を明示

ガイドラインに「証書」を図示掲載。証書中、報告書等に転記されるべきページ、情報を明示することで、新規の参入業者様や事務担当者様のスムーズな証書提出を促進

(1) 【日本卸電力取引所の非化石証書口座保有量証明書】

非化石証書口座保有量証明書 (20yy年度)

非化石価値取引規程第 23 条第 8 項に規定する 20yy 年度対象の非化石証書口座保有量について、下記の通り通知します。

種別	非化石証書保有量 (kWh)
FIT	①,②,③,④,⑤,⑥
非 FIT 再エネ指定あり	⑦,⑧,⑨,⑩
非 FIT 再エネ指定なし	⑪,⑫,⑬,⑭
合計	⑮,⑯,⑰,⑱,⑲

シート D13_1 へ記載
シート D13_2 へ記載

(2) 【オンライン画面の例：トラッキング付非化石証書 権利確定済残高証明書】

口座明細

トラッキング付非化石証書：保有情報

保有残高計

権利確定済残高計

保有残高

保有残高の内訳

証書種別	発電設備種別	種別	保有量	権利確定済残高	内訳
FIT 証書	太陽光	○	①,②,③,④,⑤,⑥ kWh	①,②,③,④,⑤,⑥ kWh	内訳
FIT 証書	太陽光	△	⑦,⑧,⑨,⑩,⑪,⑫ kWh	⑦,⑧,⑨,⑩,⑪,⑫ kWh	内訳
FIT 証書	太陽光	×	⑬,⑭,⑮ kWh	⑬,⑭,⑮ kWh	内訳
FIT 証書	太陽光	○	⑯,⑰,⑱,⑲,⑳ kWh	⑯,⑰,⑱,⑲,⑳ kWh	内訳
FIT 証書	太陽光	×	㉑,㉒,㉓ kWh	㉑,㉒,㉓ kWh	内訳
FIT 証書	太陽光	□	㉔,㉕,㉖ kWh	㉔,㉕,㉖ kWh	内訳
FIT 証書	太陽光	□	㉗,㉘,㉙ kWh	㉗,㉘,㉙ kWh	内訳

① 太陽光
② 風力
③ 地熱
④ バイオマス
⑤ 水力

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

・ 様式（エクセル）のシート名を簡素化

（エネルギー環境計画書のエクセルの構成）

- エネルギー環境計画書のエクセルファイルは、以下の10種類のシートにより構成されており、計_はじめに、計_提出書及びB1、B2を除くすべてのシートが公表対象となります。

カテゴリ	指針での様式名等	Excelシート名	公表対象	参照ページ
総則	はじめに	計_はじめに	－	38
	提出書	計_提出書	－	39
様式	第1号様式 その1	A1	○	41
	第1号様式 その2	A2	○	43
	第1号様式 その3	A3_1	○	45
		A3_2	○	48
	第1号様式 その4	A4	○	50
	第1号様式 その5	A5	○	52
資添 料付	第1号様式 添付資料1	B1	－	55
	第1号様式 添付資料2	B2	－	57

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

ウ 小売向け補助制度を活用している事業者に対する履行確認

- ・ 「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」実施要綱第4条第1項第1号に規定する、**都内需要家に対し100%電気及び環境価値を供給していることを確認するために、補助対象事業者は当該再エネ設備における都内供給実績を入力**

⇒事業者提出様式（エクセル）上に新項を設置、ガイドライン上も説明追記

実施要綱：第4条

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別に定める期間中に実施する事業であって、各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 再エネ設備を新たに設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた電気及び環境価値を一体不可分として、都内電力需要家に供給する事業であること

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

例：報告書様式シート③

に新たに⑫欄を設置し、

「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」該当の場合にはその旨をプルダウンから選択する。

→令和7年度（令和6年度実績）報告より運用開始

添付書類シート③

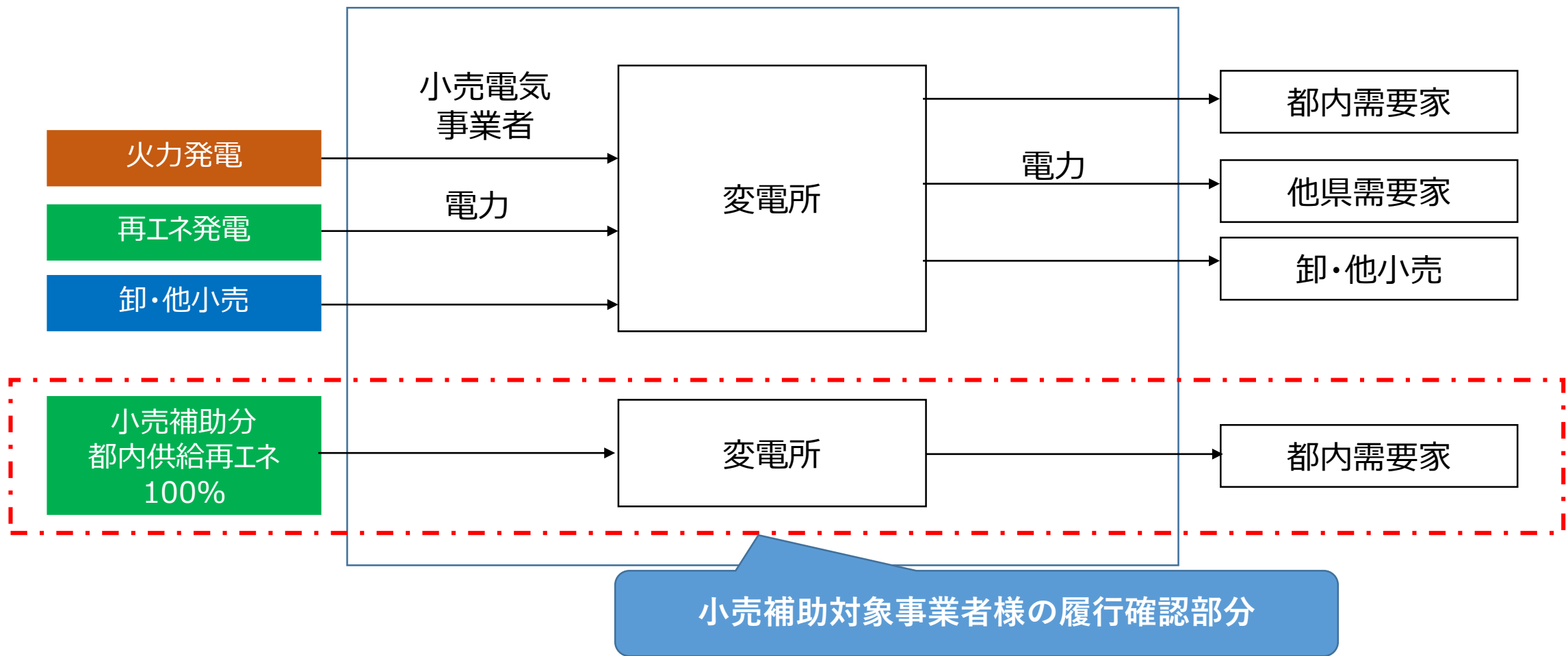
表3 非火力発電所(再エネ・原子力)からの調達実績(東電管内)

項目	単位等	1	2	3	4	5
①名称(発電所名)	-					
②位置(住所)	-					
③発電主体	-	-	-	-	-	-
④エネルギー種別	-	-	-	-	-	-
⑤FIT対象/非対象	-	-	-	-	-	-
⑥再エネ比率	%	100%	100%	100%	100%	100%
⑦発電規模	MW					
⑧発電端電力量:年度計	千kWh					
⑨補機での消費電力量:年度計		-	-	-	-	-
供給電力量	年度計(千kWh)	0	0	0	0	0
⑩送電端電力量	年度計(千kWh)	0	0	0	0	0
	2023年 4月					
	2023年 5月					
	2023年 6月					
	2023年 7月					
	2023年 8月					
	2023年 9月					
	2023年 10月					
	2023年 11月					
	2023年 12月					
	2024年 1月					
	2024年 2月					
	2024年 3月					
⑪仕入れ量のうち需要家以外への転売量	千kWh					
転売先事業者名						
⑫小売電気補助対象	-	-	-	-	-	-
⑬備考	-					

表3 入力項目チェック:

	○	○	○	○	○
OK	OK	OK	OK	OK	OK

② 制度運用上の改善を目的とした主な変更点

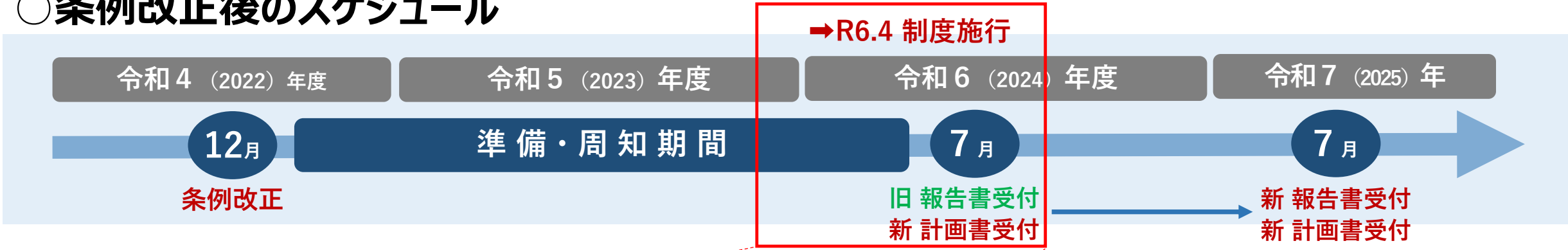


「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/06/29/07.html>

4 今後のスケジュール

4 今後のスケジュール

○ 条例改正後のスケジュール



○ ガイドラインの公表スケジュール等

令和5年度	令和6年度			
3	4	5	6	7
新ガイドライン第1弾公表 説明会開催 質問・意見	→			新ガイドライン第2弾公表 R6受付開始

- ・新ガイドライン第1弾公表：3月1日
- ・説明動画公開：3月11日～
- ・質問・意見：3月25日
- ・新ガイドライン第2弾HP公表：7月第1週
- ・令和6年度受付開始：7月第2週

○ 適用する様式のバージョン

	R 6	R 7
報告書	旧様式	新様式
計画書	新様式	

本件に関するお問合せ、ご質問は
本動画HPに添付の
アンケートフォームにご記入ください。
(※切：令和6年3月25日(月))

旧ガイドライン(R5.7)/R6.7一部改訂(予定)



新ガイドライン(R6年)



令和5年度実績報告は、旧ガイドライン（緑本）をご参照ください。
令和6年度計画作成は、新ガイドライン（赤本）をご参照ください。

以上で終了です。
ご清聴ありがとうございました。

令 和 6 年 3 月
東 京 都 環 境 局
気 候 変 動 対 策 部